

鹿児島市バレーボールスポーツ少年団連絡協議会 選出委員会規定

第1条 名称

本会は鹿児島市バレーボール連絡協議会役員選出委員会（以下 選出委員会という）と称す。

第2条 構成

- 1 本会は理事の中から選出された委員をもって構成する。委員は部長を除く理事の互選により3名選出される。
- 2 本会が要請した場合、会長及び副会長はオブザーバーとして参加しなくてはならない。但し、議決を伴う事項に対しては参加を認めない。
- 3 その他、本会が必要と認めたもの

第3条 目的

- 1 本会は市連絡協議会規約第7条第1項に基づき、会長・副会長・監事を総会に推薦する事を目的とする。
- 2 推薦にあたっては、市バレーボール連絡協議会規約の目的や方針に沿って薦めるものとする。

第4条 業務

本会は第3条の目的にしたがって以下のような業務を行う。

また、業務の遂行は常に公平・公正な立場で当たる。

- 1 会長・副会長・監事の候補者を募る。但し、自薦・他薦を問わない。
- 2 候補者の中から総会に推薦する各役員を選定し、交渉する。
- 3 総会において推薦する。

第5条 任期

本会委員は会長が招集し、推薦者が総会にて承認された後に終了する。